

奈良県営水道企業管理規程第四号

水道局
出先機関
各課

奈良県水道用水供給規程（昭和四十五年四月奈良県営水道企業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

別表中「65.4%」を「68.4%」に改める。

附則

この規程は、平成二十七年三月二十五日から施行する。